

## 令和5年度地域サポート施設認定制度の一部見直し

### 1 認定対象施設の拡大

現在の認定対象である①特別養護老人ホーム、②養護老人ホーム、③軽費老人ホーム、④認知症対応型共同生活介護を提供する事業所の4種に加え、「老人デイサービスを提供する事業所」を追加する。

- ①特別養護老人ホーム
- ②養護老人ホーム
- ③軽費老人ホーム
- ④認知症対応型共同生活介護を提供する事業所
- ⑤老人デイサービス（通所介護等）を提供する事業所（追加）

### 2 認定対象とする事業取組の見直し

（現 行）①～⑥の各分野のうち、取組分野の違う2事業以上の取組を対象

- ①食生活支援、②移動支援、③見守り、④介護者支援、⑤介護予防拠点の運営、
- ⑥その他事業

（見直し後）「⑥その他事業」は多様な事業を包摂することから、「⑥その他事業」において、取組分野の違う2事業を実施する場合も認定対象とする。

### 3 既認定施設の負担軽減

地域の関係者（市町、社協、包括等）との年2回の意見交換を必須要件としているが、既認定施設の負担軽減のため「意見交換の実施」の一部緩和を行う。

現行	見直し後
①次年度事業計画の意見交換（7条2項） ②前年度実績に関する意見交換（8条2項） ⇒ ①及び②の2回/年の実施が必須	①次年度事業計画の意見交換（7条2項） ②前年度実績に関する意見交換（8条2項） ⇒ <u>①を実施する場において、併せて②を実施することを可とする</u>  ※現行の年2回を妨げるものではない